

第2期 あま市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、経済発展と社会的課題の解決を両立し、快適や活力、質の高い生活が、年齢や性別に関係なく恩恵を受けることができる人間中心の社会へと発展していく中で、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成30年4月時点の全国の待機児童数は1万9,895人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

(2) 国の動向

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

(3) 愛知県の動向

愛知県においては、平成22年3月に、平成26年度までの5年間を計画期間とする「あいち はぐみんプラン」（第二次愛知県少子化対策推進基本計画）を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策について、若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた体系を設けて施策を展開しており、子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて平成27年3月に「あいち はぐみんプラン 2015-2019」を策定し、中長期的な視野に立った少子化対策を推進しています。

そのため、本市の子どもが健やかに育つよう「子どもの最善の利益」を最優先としつつ、これまでの次世代育成支援の施策の進捗状況やその効果等を踏まえ、引き続き「あま市子ども・子育て事業計画」の方針を引き継ぎながら、今後5年間における施策の方向性を明確に示すとともに、社会状況の変化に対応しつつ、平成27年度に策定した「あま市教育大綱」や平成30年度に策定した「第2次あま市地域福祉計画」などの各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画策定の趣旨

(1) あま市の動向

本市においては、平成27年3月に「あま市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健全育成と子育て支援の施策を総合的な推進に向け、子育て支援の充実や待機児童の解消、児童虐待防止、子どもの貧困対策をはじめ、様々な取り組みを進めてきました。

このような中、第1次あま市総合計画では、子どもが健やかに育ち子育てしやすい環境づくりや生きる力を育む教育等の施策を進めており、現在、「勇健都市あま」を基本理念に掲げ、施策の一つとして「子育てと教育、健康づくりの環境が充実した『勇健な教育・健康未来都市』」を推進しています。

また、核家族化の進行などにより人との関わりが希薄化する中、あま市の未来を担う子どもを社会全体で育てていくため、これまでの本市の培われてきた地域力や市民力を活かした施策の推進が必要となっています。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第1次あま市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(2) あま市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「あま市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議します。